

蒲郡市ごみ屋敷対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市住居等の不良な生活環境を解消するための条例（平成30年蒲郡市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、住居等の不良な生活環境（以下「ごみ屋敷」という。）の解消に向けた対策を検討し、及び実施するため、ごみ屋敷対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 条例第5条の規定による調査、報告の徴収等に関すること。
- (2) 条例第6条の規定による立入調査等に関すること。
- (3) 条例第7条に規定する支援に関すること。
- (4) 条例第11条に規定する緊急安全措置に関すること。
- (5) その他条例の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(運営)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境清掃課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	環境清掃課長
委員	税務課長
	交通防犯課長
	市民課長
	福祉課長
	長寿課長
	健康推進課長
	土木港湾課長